

利用者の声

産後1ヶ月は下の子の送迎が難しかったので産後ヘルパーを利用しましたが、外に出なくて良かったので助かりました。

すごく助かりました。洗濯を干して掃除してもらってる間に娘と眠ったり遊んだり、ゆとりができました。子育て経験のあるママさんも多くて頼ることが出来ました。

夫婦どちらも両親が遠方なため、東京のおばあちゃんができる感じで子供はとても懐いて喜んでいました。私自身も話し相手や相談相手になってもらい精神的に支えてもらっています。

人員配置があるので、日程の希望はなかなか叶わないこともありましたが、お願いできて助かりました。

注意事項

◎キャンセルは、早めに各事業者にご連絡ください。

前日の午後5時以降のキャンセルや、無断でキャンセルをされた場合は、キャンセル料をいただきます。(利用料金の60%)

◎銀行などの金融機関における現金の預け入れ、引き出しなどは行いません。
また、貴重品などの管理は、利用者のご家庭で十分注意をお願いします。

派遣事業者

※ 1 事業者に決定します。原則変更はできません。
※ 事業者の携帯電話からご連絡する場合があります。

| 事業者名 | 電話番号 | 住所 | QR |
|----------------------------------|--------------|--------------------------------|---|
| 株式会社日本介護センター 日介センター吉祥寺 | 0422-70-6905 | 武蔵野市吉祥寺南町2-29-10 三成参番館4階 |  |
| 公益社団法人 武蔵野市シルバー人材センター | 0422-55-1231 | 武蔵野市西久保1-6-27 多摩信用金庫武蔵野支店4階 |  |
| NPO 法人 ワーカーズどんぐり | 0422-53-3940 | 武蔵野市西久保2-21-7 勝又ビル201 |  |
| NPO 法人 保育サービスひまわりママ | 0422-38-8830 | 武蔵野市西久保2-3-13 第三山下ビル202 |  |
| 湘南コンシェル 東京産後ケア事業部 | 03-5050-4326 | 新宿区新宿2-12-13 2階 (AS内) |  |
| 公益財団法人 武蔵野市福祉公社 ホームヘルプセンター武蔵野 | 0422-23-2611 | 武蔵野市吉祥寺北町1-9-1 2階 |  |

※詳しくは、別紙「産前・産後支援ヘルパー 派遣事業者一覧」をご覧ください。

○申請書のダウンロード、利用方法や提供できる支援の内容の詳細については武蔵野市産前・産後支援ヘルパー事業のホームページをご覧ください。⇒⇒





産前・産後 支援ヘルパー事業

産前・産後の体調不良のため、家事や育児が困難なお母さんのいるご家庭にヘルパーが訪問し、産前産後の生活をサポートするサービスです。

利用対象者

武蔵野市内にお住まいの妊産婦の方で、体調不良により、家事・育児を行うことが困難にもかかわらず、日中に家族等から援助を受けられない方。

利用期間・利用限度

| | 期間 | 限度 |
|----|--------------------------|---|
| 単胎 | 母子健康手帳を取得 ～出産日から6か月未満 | 80時間 |
| 多胎 | 母子健康手帳を取得 ～出産日から3年未満 | 母子健康手帳を取得した日から1歳の誕生日の前日まで120時間、以降1年につき120時間 |

料金

1時間につき500円

※利用時間が1時間に満たない場合も1時間利用の扱いとなります。
※買い物、送迎等で交通費がかかる場合は、別途実費をお支払いください。

申込・問合せ

【窓口】 市役所3階南棟 子ども家庭支援センター
保健センター1階 健康課

【郵送・問合せ先】

〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28
武蔵野市子ども家庭部子ども子育て支援課
子ども家庭支援センター 電話 0422-60-1239

利用できる日時

年末年始（12月29日～1月3日）を除き午前8時～午後7時のうち、1時間単位で1日4時間まで。（1日の派遣回数は2回までです。）

サービス内容

【家事サービス】

簡単な食事の支度・下準備
衣類の洗濯
居室の掃除
もく浴の補助等
食材又は生活必需品の買物
健診等の付添い

【育児サービス】

兄姉の世話
兄姉の送迎
出生児童の世話 *多胎対象
(生後6か月以降の乳幼児に限る)

※詳しくは、別紙「提供可能なサービスの範囲」（具体例）をご覧ください。

申請前にお読みください

※ 妊産婦・対象児が在宅している場合のサービスです。

（妊婦が切迫流早産で入院の場合は一部利用可能）

※ 母が就労している場合や、父の休暇取得中、祖父母等のサポートがある場合は利用対象外です。

※ 出生児童の世話は多胎のみ対象です。（生後6か月以降で保護者が近くにいる場合のみ）

産前・産後支援ヘルパー事業のほかに、ファミリー・サポート・センター（生後6か月から対象）や個別契約、東京都のベビーシッターによる一時預かり利用支援事業などもご利用可能です。

申請から利用までの流れ

1. 申請

【窓口】 市役所 3階南棟 子ども家庭支援センター
保健センター 1階 健康課

【郵送】 宛先は子ども家庭支援センター

2. 利用決定

【事業者の調整・決定】

- いずれか1事業者に決定。※原則、事業者の変更はできません。
- 市から決定通知書を郵送（申請から10日間程度）

3. コーディネート

【事業者から利用者へコーディネート訪問の電話連絡】

- 決定通知書の到着後、1週間経過しても連絡が来ない場合は直接事業者にご連絡ください。

【利用者宅にコーディネート訪問】（zoom等オンライン訪問の事業者あり）

- 事業者のコーディネーターがご自宅へ訪問
- 必要事項を確認し、提供するサービスを決定
- 各事業者に初回利用時の予約方法についてご確認ください。

4. 利用予約

【利用者から事業者へ利用予約】

- 各事業者で予約の時期は異なります。ヘルパー手配のため、早めにご連絡ください。
- 事業者の都合等により、ご希望に添えない場合があります。

5. 支払い

【支払い】 ヘルパーに直接お支払いください。

（キャッシュレス決済の事業者もあり）

- 1時間につき500円。
- 利用時間が1時間に満たない場合も1時間利用の扱いとなります。
- 買い物、駐輪、送迎等で交通費がかかる場合は、別途実費をお支払いください。